

準備は進んでいますか？



2024年（令和6年）4月1日から
**自動車運転の業務にも
上限規制が適用されます！！**

Point

自動車運転の業務における猶予後（2024年（令和6年）4月1日～）の取り扱い

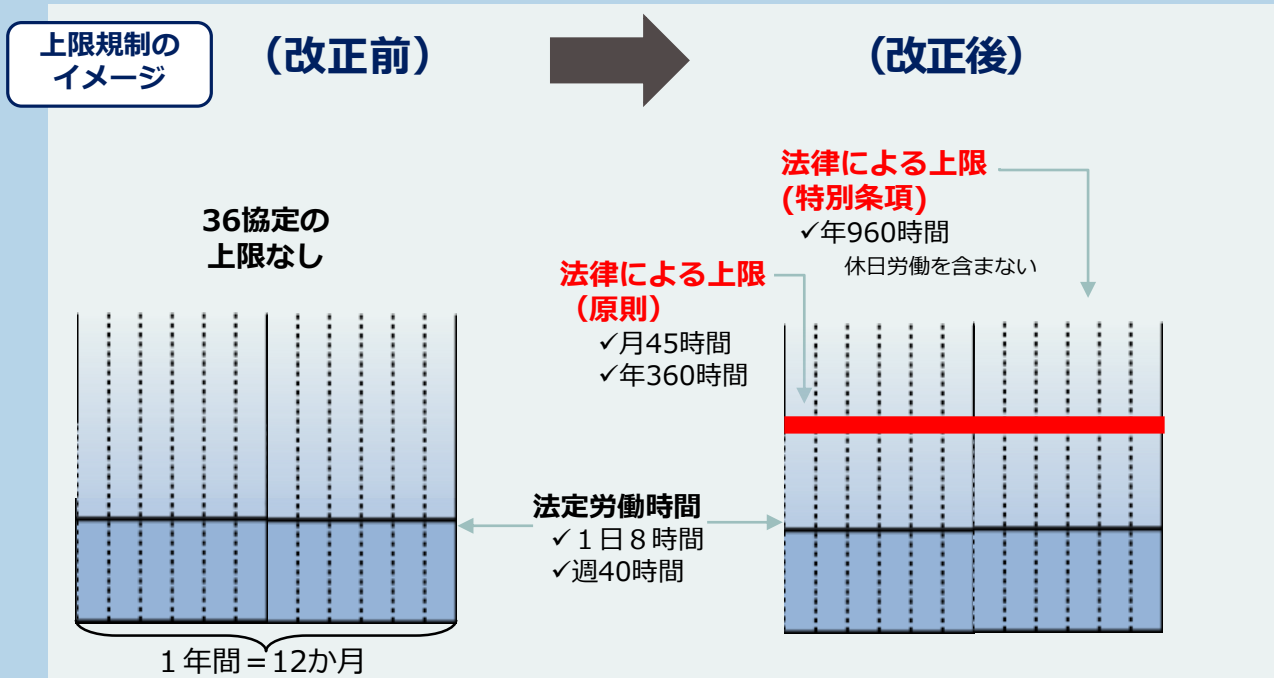
時間外労働の上限規制が適用されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、

臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間（休日労働を含みません）を限度に設定
（1か月の時間外・休日労働時間数、1年の時間外労働時間数）する必要があります。

⇒時間外労働の上限規制の詳細は以下の厚生労働省のHPをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/overtime.html>



○自動車運転の業務に関しては、**特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間**（休日労働は含みません）となります。

○時間外労働と休日労働について「月100時間未満」「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。

○「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制は適用されません。